

会派公明 行政視察報告

(視察者 : 田中二美江、大山義一、石川和良)

1. 新潟県長岡市 一生ごみバイオガス化事業

- ・視察場所 生ごみバイオガス発電センター
- ・視察日時 令和6年7月30日(火) 13:30~15:30
- ・視察項目 生ごみバイオガス化事業について
- ・説明員 長岡市環境部環境施設課課長 平澤秀康氏
長岡市環境部環境施設課主査 小林芳文氏
- ・視察目的 生ごみを活用した発電の仕組みを学び、東松山市の生ごみ処理の取組に生かす。
- ・備考(長岡市概要)
人口: 256,304人 世帯数: 110,459世帯 (令和6年8月1日現在)

・要旨(報告事項)

・施設概要

名称: 生ごみバイオガス発電センター (長岡市環境衛生センター内)

運転開始: 平成25年7月

処理能力: 65t/日 (発酵対象 55t/日)

処理方式: 湿式メタン発酵設備+バイオガス発電設備 (560kW)

バイオガス発生量: 約 8,900 Nm³/日

発電量: 約 12,300 kWh/日

運営事業者: 特別目的会社(Special Purpose Company) (株)長岡バイオキューブ

・事業実施までの経緯

2006年2月 長岡市地域新エネルギービジョン策定

2006年12月 長岡市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定

2007年3月 長岡市総合計画・前期基本計画策定

2010年2月 PFI事業選定

2010年4月 入札公告
2010年9月 入札
2010年11月 JFEグループが落札・基本協定を締結
2011年4月 設計・建設開始
2013年4月 生ごみ分別収集・試運転開始
2013年6月 完成・引き渡し
2013年7月 施設本格稼働

・事業の概要

燃やすごみの量を減らすため、従来のごみ焼却、燃やした後の焼却灰の埋立といった処理方式を資源化に転換。生ごみを微生物の働きで分解（発酵）し、発生するバイオガスを発電に利用。また、ガスだけでなく発酵残さ（残りかす）も民間のセメント工場などの燃料として売却するため、生ごみを100%利活用する。

・事業の形態

本事業の発注方式は民間企業のノウハウ・技術能力を活用するPFI（BT0）方式であり、その受託企業 JFE エンジニアリング(株)は PFI 事業者としての特別目的会社（SPC）を設立し、設計・建設から運営・維持管理までを一括して SPC である(株)長岡バイオキューブが行う。

計画・設計・建設期間：2011年4月～2013年6月（2年3か月）

運営・維持管理：15年間

・特別目的会社(SPC = Special Purpose Company) (株)長岡バイオキューブの概要

設立：2010年12月

資本金：3000万円

構成企業：JFE(株)・越後交通工業(株)・オリジナル設計(株)・

JFE 環境サービス(株)・オリックス資源循環(株)

事業契約額：約47億円（設計・建設19億円、運営・維持管理28億円）

事業期間：2011（平成23）年3月から2028（令和10）年6月まで

・事業の効果

① 燃やすごみの量が減少

生ごみの分別収集により、家庭から出される燃やすごみの量が平成 24 年度と比較して約 3 割減。

② ごみ焼却施設の統廃合、焼却灰を埋め立てる最終処分場の延命

15 年間で約 35 億円の削減。

③ 排出二酸化炭素の削減

分別により燃やすごみが減少することで年間 2000t の二酸化炭素を削減。

(一般家庭約 420 世帯に該当)

④ 発生したバイオガスを発電利用

年間 410 万 kw の発電量 (一般家庭の 1000 世帯分)

※平成 26 年 7 月から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT 制度) を活用し余剰電力を地元電力会社へ送電。

・今後の課題・対応

現状生ごみ全体の搬入量が計画の約 6 割(事業系は 4 割)であるため、施設本来の機能を十分に生かしてきていないため、分別収集を更に図る必要がある。

隣接する下水処理場の下水汚泥から発生する消化ガスを引き込み生ごみ由来のバイオガスと混合にすることで、発電設備の稼働率向上及び売電電力を増加させるための設備を令和 6 年 5 月から稼働した。

・視察結果・所感

生ごみの資源化活用は様々な地域で始まっているが、2013 年から取り組んでいる長岡市の生ごみバイオガス発電の仕組みはその先駆的な取組であり、その後の各地での取組の参考・モデルになっていると考える。

特に長岡市環境衛生センター内に隣接する下水処理場の汚泥から発生する消化ガスと混合させてバイオガス発電の能力を向上させる取組は、新たに取組を考えている自治体などには有益なモデルとなると思う。

当市においても新たな処理施設を検討する中で、生ごみも含めてごみの再利用活用は重要な検討事項であるので非常に参考になった。

2. 新潟県新潟市 一商店街再生のポイント

- ・視察場所 沼垂（ぬったり）テラス商店街（大佐渡たむら）
- ・視察日時 令和6年7月31日（水）9：30～10：30
- ・視察項目 沼垂テラス商店街について
- ・説明員 株式会社テラスオフィス 高岡はつえ氏
- ・視察目的 民間主導による商店街の再生について、経緯、ポイントや課題を学び、東松山市の商業活性化に生かす。

・要旨（報告事項）

・商店街運営事業者概要

会社名：株式会社テラスオフィス

代表：田村寛氏

資本金：800万円

事業内容：沼垂テラス商店街の運営、地域活性化、ひとつぼし雑貨店の運営

・事業の経緯と内容

昭和40年頃、沼垂市場として青果や日用品が扱われていたが、店主の高齢化や大型スーパー、商業施設の進出により市場は衰退。2010年に市場内でオープンした惣菜店をきっかけに、その翌年から毎年1店舗ずつ新規店舗がオープン。沼垂という街のノスタルジックな雰囲気が注目され、若い開業者が徐々に集まる。市場組合の規約で新規出店者の制約があったため、出店希望はあったものの出店が頭打ちとなった。2014年に株式会社テラスオフィスを立ち上げ、市場通り長屋一帯を購入。お店の規模にかかわらず新規出店しやすい仕組みをつくるなど、沼垂地域全体の活性化を見据えた「ACTIVE再生プロジェクト」を開始。「ここでしか出会えないモノ・ヒト・空間」のコンセプトのもと、2015年4月に28店舗が揃い「沼垂テラス商店街」として新たにスタートした。

現在、入居率はほぼ100%で、公募しなくても出店依頼がある状況。各種雑誌や新聞等に取り上げられている。朝市や夜市などのイベントを開催し、地元住民、海外を含めた観光客でにぎわう。

取組が行政からも評価され、公衆トイレの設置や道路の整備が行われた。年間来場者数は推計で20万人～25万人。

プロモーションについては、公式サイトはデザイン会社に委託。その他は会社スタッフで行っている。

会社の主な収入源については、店舗の賃料が1シャッター2万円/月。小売業収入のほか、講演料収入などがある。

資金については、県の創業相談による創業補助金の活用はあったが、その他は全て銀行などからの借入れ。

店舗ごとのリノベーションについては、各店舗で自由に行ってもらっている。

今後の取組として、商店街の中に残っている空き家、空き店舗をさらに活用し、事業展開をしていく。

・視察結果、所感

民間会社による商店街の再生、活性化という点で、メリットとしては、自由度が高いことや展開のスピードが挙げられる。市場内の長屋購入はリスクを伴う決断であったと思われるが、成功したポイントとしては、商店街再生への熱意、商店街の雰囲気、その場所でしか手に入らない商品、イベントの開催、雑誌・新聞等の掲載による宣伝効果が大きいと感じた。

3. 新潟県三条市 ―子ども・若者総合サポートシステム―

- ・視察場所 三条市役所栄庁舎（三条市教育委員会）
- ・視察日時 令和6年7月31日（水）13：30～15：30
- ・視察項目 子ども・若者総合サポートシステムについて
- ・説明員 三条市子ども家庭サポートセンター長 相場徹氏
- ・視察目的 三条市における子ども・若者総合サポートシステムの仕組み、特徴について学び、東松山市における子育て支援施策に生かす。

・要旨（報告事項）

・事業の概要

<子育て支援に関する窓口の一本化>

組織構成の見直しにより、平成20年から教育委員会に「子育て支援課」を設置。担当がワンストップになったことで、市民に分かりやすい窓口を実現。

<ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援>

子どもの育ちの段階に応じたきめ細かな支援を継続的に行う教育機関として、平成25年に「子ども家庭サポートセンター」を設置。「三条市子ども・若者総合サポートシステム」は、「虐待防止部会」「児童生徒支援部会（非行・不登校）」「障がい支援部会」「若者支援部会（ひきこもり）」の4部会から構成されており、子ども・若者が乳幼児期から就労・自立に至るまで、切れ目なく必要な支援を個に応じて総合的に受けられるようにするため、「子ども家庭サポートセンター」が「子ども・若者総合サポートシステム」運営の中核として、その情報を可能な限り集約・一元化するとともに、「子ども・若者支援調整機関」及び「要保護児童対策調整機関」として関係組織や関係機関との連携・調整を行うことで支援を行っている。各支援組織との情報共有は、民間が提供するクラウドサービス「キントーン」を活用している。支援の対象者は乳幼児期から25歳程度まで。

支援対象：被虐待児・発達障がいを含むすべての障がい児（疑いを含む）・

不登校児・非行児・引きこもりなどの問題を抱える若者・

その他支援の必要な者

＜三条っ子発達応援事業の取組＞

「子ども・若者総合サポートシステム」により、子ども・若者への支援が有効になされてきた一方で、発達障がい児への対応が新たな課題として見えてきた。発達障がいについては、周囲からも気付かれにくく適切な対応が遅れてしまうことがある。幼稚園や保育園から小学校に上がった後に発達障がいが見付かるケースが増えており、発達障がいの早期発見は幼児教育の段階での重要な課題となっていた。そこで発達に支援が必要な全ての子どもを対象とし、子どもの育ちや個性を理解し、早期の適切な対応に繋げられるよう、「三条っ子発達応援事業」が平成 26 年からスタート。その中の最重要事業として、早期発見のための「気づき事業」がある。「年中児発達参観」において子どもの発達状況が捉えられるような課題遊びを行い、その様子を発達応援チームと保護者が共に確認。参観後、保護者と共に子どもの育ちや個性を共有し、子どもが持つ力を十分に発揮しながら成長できるよう、その後の支援方針について検討を実施している。

・視察結果、所感

「困り感を抱えた子ども・若者に必要な支援体制をつくるのは、三条市の責任である」との理念のもとに事業化された「子ども・若者総合サポートシステム」の取組は、三条市で育つ全ての子どもや若者が一人のこらず幸せに生きて欲しいという熱意から生まれたものであると実感することができた。

「子ども・若者育成支援法」では関係機関による協議会の設置や総合相談センターの設置などが求められていたが、各自治体の努力義務であったため遅々として進まず、子ども家庭庁の設置に伴い「子ども基本法」に一元化された。それでもなお、ひきこもりやケアラーの把握は難しい上、子ども基本法も「こども」という概念が強く「若者」の視点が欠けてしまう恐れがあると考える。困難を抱えた若者に伴走する仕組みがない状況のなか、三条市においては 25 歳相当まで継続的に光を当て続けている取組が素晴らしいと感じた。

東松山市における子育て支援策は非常に充実しているが、若者への支援として、困難を抱えた子どもたちが中学校や高校を卒業した後も見守られ、必要な支援を受けられる仕組みづくりが必要と感じた。